日本航空 OB 乗員
有志の会ニュース

2012. 05. 29

No.12-041

HP：http://jalfltcrewob.web.fc2.com/
Mail：jalfltcrewob@gmail.com

安全で明るい JAL

整理解雇問題で取り組む
日本航空のパイロット達を支援する！

IFALPA 声明を全会一致で採択

2012 年 5 月 7 日、第 67 回IFALPA 年次総会に於いて、整理解雇問題で取り組む「日本航空の乗員を支援する声明」が全会一致で採択されました。

「IFALPA は、日本航空経営者を支持するこの判決が根本的に誤ったものであったことを確信する。
そして、人間の尊厳を公然と傷つけ、我々のような安全に敏感な産業において決して受け入れる余地のない内容であることを確信する」

日乗連ニュース No.35-39

JAL 不当解雇撤回裁判の判決を受けて
～ 不当判決に強く抗議する ～

2012 年 5 月 14 日　日本乗員組合連絡会議　声明

「東京地方裁判所は、会社更生手続き下での人権蹂躙を容認し、現場における助け合いの精神、航空安全に関わる経験と蓄積、伝承の重要性をも軽視した。そこには労働者の

権利保障の理念はもとより、航空の安全に関する見識も問題意識のかけらもない、自己破綻・自己矛盾に満ちた判決である」

日乗連ニュース No.35-38

皆様、2012 年度も引き続き整理解雇撤回を支援する為のカンパにご協力お願いします

参考）整理解雇に対する今までのIFALPAの動き

政府への要請書簡

世界100カ国以上、10万人を超える運航乗務員を組織しているIFALPA(国際定期航空操縦士協会連合会)は、2010 年 11 月 12 日、被告の人選基準について問題点を指摘し安全性への危惧を表明して、日本政府による日本航空再生への仲裁を求めた書簡を国土交通大臣と厚生労働大臣宛に送った。

その書簡の中でIFALPAは被告の本件人選基準について、

「国際的に認められた基準に合致していないばかりか、（中略）航空の安全に明らかに密接なかかわりをもつものであるということです。具体的に言えば、この選定基準には年齢を基準にパイロットを選別する事が含まれており、これは明らかに差別です。さらに、日本航空は、社内規則に準じて適切に取得した病気欠勤であるにもかかわらず、その病気欠勤記録を基にパイロットを選別しています。この事は、乗員が体調の不具合を率直に申告できない事態を招く事となり、明らかに航空安全と密接なかかわりをもつものです」

と指摘している。

さらに、日本政府に対してこの書簡を送ったことを報じた同年 11 月 16 日のプレス・リリースの中でIFALPAは、

「管財人が提起した基準では、55歳以上の機長と45歳以上の副操縦士が整理解雇の対象とされている。これは明らかに年齢差別であり、倫理的にも法的にも不備があるだけでなく、再建後の成長をまさに担うであろう最も経験豊かなﾊﾟｲﾛｯﾄ達を永遠に失うことになり、JALの経営感覚の貧困さを示すものである」

と述べて、被告の整理解雇人選基準を痛烈に批判している。

IFALPA会長陳述書

残念ながら、この書簡に反し政府は仲裁に動くことはなかったし、被告は整理解雇を断行し、本件訴訟に至った。この事態を受けて、IFALPA会長であるCaptain Don Wykoff氏が御庁へ陳述書を提出した。その基調は甲 135 と基本的に同じであるが、解雇された者の中にIFALPAの日本協会である日本乗員組合連絡会議の役職者等が複数いたことに次のように抗議している。

「強制的に解雇された者の中には、IFALPAの主要な加盟組織である日本乗員組合連絡会議の議長を含む 6 名の役員が、航空の産別団体である航空労組連絡会の議長を含む 5 名の役員が、航空安全推進連絡会議の議長を含む 2 名の役員が解雇されました。さらに、日乗連の加盟組織である日本航空機長組合および乗員組合の委員長経験者を含む多くの役員も解雇されました。」

「私達の見解では、組合活動家の解雇は労働組合への不当な介入であり、労使の合意もないまま解雇を強行したという日本航空経営の行為は、…ILO第 87.98 号の国際条約に明らかに違反するもの」である。

また本件解雇に前後して、被告では不安全事象が連続的に発生した事態について、次のように警告を発している。

「私は、現在日本航空で発生している様々な安全上の事象は、SMM(ICAOが定める安全管理マニュアル)が述べるように、強制解雇という手法により社員の生活を破壊するという強引な経営の姿勢が、経営陣に対する職場の信頼と敬意を損ない、職場環境が悪化した結果ではないかと危惧しています。」

以上　東京地裁への(最終)乗員準備書面より抜粋

さらに

IFALPA　声明(2011 年 4 月 7 日からタイのチェンマイで行われた第 66 回IFALPA　年次総会で)

解雇の人選基準に用いられた
「年齢」は、差別であり且つ国際基準に違反するものである。
「病暦」は、明らかに航空の安全に密接な関わりを持つものである。
解雇に対する日本の乗員の闘いを全面的に支援する。
日本国政府に対して、必要な措置を講じるよう要請する。

ILO　事務局長にJFU　支援の書簡送付(2011 年 5 月 12 日)

「ILOへのJFUの苦情申し立てに賛同し、解雇の撤回と人員削減問題の早期解決に向け、日本政府への緊急の働きかけをILOに要請する」